

埼玉県放課後子供教室推進事業等実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下等、子供を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

埼玉県放課後子供教室推進事業の事業内容については、別添に定めるとおりとする。

3 事業の実施方法等

事業の実施については、別添に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。ただし、6アの改正規定については平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別添

放課後子供教室推進事業

1 趣 旨

放課後子供教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安心・安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

また、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日となる活動を推進していく。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、市町村は以下（１）～（２）を満たすことを要件とする。

（１）以下のア～イのいずれかにより「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」という。）」を導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること。

ア 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、または事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること。

(2) 地域学校協働活動推進員等を配置すること。

市町村は事業を実施するに当たり、域内の地域学校協働活動の総合的な調整を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者で地域学校協働活動推進員として委嘱されていない者（放課後コーディネーター、土曜教育コーディネーター））を配置すること。

3 対象とする子供の範囲

本事業の子供の範囲は地域の子供全般を対象としているものであり、幼児、児童、生徒の一部のみを対象とするものではない。

4 事業の内容

本事業は次により実施するものとする。

(1) 放課後子供教室の実施

市町村は、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方策等を検討する運営委員会の設置や必要な人員の配置、様々な学習・体験・交流活動の実施等を行う。

ア 運営委員会の設置

(ア) 市町村は、域内の放課後対策事業の運営方法やコミュニティ・スクールとの一体的推進等を検討する運営委員会を設置する。

(イ) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、放課後子供教室等の地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向けた方策等の検討、事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域全体で子供たちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の

地域住民等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 必要な人員の配置

市町村は、2（2）により配置する地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーターに加えて、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、放課後子供教室を実施する。

（ア）統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーター

地域学校協働活動推進員及び放課後コーディネーター各員間の連絡調整や人材の確保・育成、未実施地域における取組の推進等を図る等の統括的な役割を担う者

（イ）教育活動推進員

放課後等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者

（ウ）教育活動サポーター

放課後等のプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者

（エ）特別支援サポーター

特別な配慮を必要とする子供達の活動をサポートする者

ウ 研修等の実施

（ア）市町村は、域内の学校に配置される地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーター及び4（1）イ（ア）により配置する統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーターに対して、放課後対策事業の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

（イ）市町村は、4（1）イ（イ）により配置する教育活動推進員、4（1）イ（ウ）により配置する教育活動サポーター、4（1）イ（エ）により配置する特別支援サポーター、活動に関わるその他のボランティア等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研

修を行うよう努めることとする。

エ 放課後子供教室の実施・運営

放課後子供教室においては、次の内容・機能を有するものとする。

また、その実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、4（1）イの人員のほか、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するよう努め、活動の充実を図ることとする。放課後子供教室を実施する場合においては、放課後児童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、放課後児童クラブとの「一体型」を中心として連携して実施すること。

(ア) 放課後や週末等における地域の子供たちの安心・安全な居場所の確保

(イ) 地域の様々な資質を有する多くの大人の参画を得て、子供たちに、
様々な体験・交流・学習活動の機会を提供

(ウ) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子供たちの社会性、自主性、
創造性等の豊かな人間性の涵養

(エ) 地域の子供たちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実

(オ) その他子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくり
を推進するために必要な活動

オ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 本事業における学習支援・体験・交流活動等の実施・運営に当たっては、具体的な活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 放課後児童クラブとの「一体型」で放課後子供教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会の設置を補助要件とするとともに、設置に係る経費を補助対象とする。

(ウ) 協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター、特別支援サポーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

(2) 土曜日の教育支援の実施

市町村は、域内の土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。以下同じ。）の教育活動の運営方法等を検討する運営委員会の設置や必要な人員の配置、様々な教育活動の実施等を行う。

ア 土曜教育活動運営委員会の設置

(ア) 市町村は、域内の教育活動の運営方法やコミュニティ・スクールとの一体的推進等を検討する土曜教育活動運営委員会を設置する。

なお、土曜教育活動運営委員会は、地域の実情に応じ、土曜教育活動運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

(イ) 土曜教育活動運営委員会では、事業計画の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、人材確保方策、広報活動方策、安全管理方策等の検討、土曜日等の体系的・継続的な活動プログラムの企画、模擬授業等教育活動の実践に向けて必要となる研修、土曜日の教育支援等の地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向けた方策等の検討、事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 土曜教育活動運営委員の選定に当たっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、子供たちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 必要な人員の配置

市町村は、2（2）により配置する地域学校協働活動推進員、土曜教育コーディネーターに加えて、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、土曜日の教育支援を実施する。

(ア) 統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーター

地域学校協働活動推進員及び土曜教育コーディネーター各員間の連絡調整や人材の確保・育成、未実施地域における取組の推進等を図る等の統括的な役割を担う者

(イ) 土曜教育推進員

土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者

(ウ) 土曜教育サポーター

土曜日等のプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者

(エ) 特別支援サポーター

特別な配慮を必要とする子供達の活動をサポートする者

ウ 研修等の実施

(ア) 市町村は、域内に配置される地域学校協働活動推進員、土曜教育コーディネーター及び4(2)イ(ア)により配置する統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーターに対して、土曜日等の教育活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

(イ) 市町村は、4(2)イ(イ)により配置する土曜教育推進員、4(2)イ(ウ)により配置する土曜教育サポーター、4(2)イ(エ)により配置する特別支援サポーター、活動にかかわるその他のボランティア等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

エ 土曜日の教育支援の実施・運営

土曜日の教育支援においては、次の内容・機能を有するものとする。

また、実施に当たっては、土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施できるよう、地域や企業・団体の様々な人材を土曜教育推進員として配置するほか無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するとともに円滑な運営に努める。

いずれの活動においても実社会につながるプログラムや、教科等に関連したプログラムであって体系的・継続的なものとなるよう努めること。

(ア) 教育課程内の学校教育活動として、土曜日等の教育活動(土曜授業)

において、学校の教職員が行う授業を支援する活動。

(イ) 学校が中心となり、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜の課外授業）を支援する活動。

(ウ) 教育委員会や地域住民（学校応援団、放課後子供教室等の地域の団体を含む。）、保護者、企業等、学校以外の者が中心となって、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜学習）。

(エ) その他

学校・家庭・地域が連携・協働し、役割分担をしながら、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日等の教育環境づくりを推進するために必要な活動。

オ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 本事業における教育活動等の実施・運営に当たっては、具体的な活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等、土曜活動推進員、土曜教育サポーター、特別支援サポーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

5 地域学校協働活動の実施等

(1) 「地域学校協働本部」体制の整備等について

ア 市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動等を基盤とした「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の体制や名称とすることが可能である。

イ 市町村は、地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーター、土曜教育コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボ

ランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。

なお、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つ等社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。また、放課後コーディネーター、土曜教育コーディネーターの選任に当たっても、地域学校協働活動推進員と同様に、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましい。

ウ 地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーター及び土曜教育コーディネーターは、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

(2) 補助対象となる取組について

本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとする。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)等も参考とすること。

イ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

6 費用

(1) 知事は、上記2～5の要件を満たす市町村が直接実施する事業又は他の団体に委託して実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

ア 放課後子供教室

(ア) 運営委員会経費

運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

(イ) 地域学校協働活動推進員等に係る経費

a 統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーター、地域学校協働活動推進員、放課後コーディネーターの配置人数については、各市町村の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

b 各人員の謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を上限として積算すること。なお、交通費の取扱いについては、別表のとおりとする。

(ウ) 放課後子供教室運営費

a 教育活動推進員、教育活動サポーターの配置人数については、各地域の放課後子供教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数とすること。また、特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子供の数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することができる。

b 教育活動推進員、教育活動サポーター及び特別支援サポーターの謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、

別表の金額を上限として積算すること。なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われたいものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

- c 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。ただし、おやつ等の飲食物代や、子供やその保護者に係る保険料・材料費等、受益者負担の観点から個人に給する経費は除く。
- d 放課後子供教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。
- e 実施日数等の設定に当たっては、地域全体で定期的・継続的に子供の教育活動を支援する仕組みづくりを推進するため、地域の実情に応じて、学校の課業日数や家庭教育との役割分担等も勘案することが望ましい。

なお、本事業の事業費を積算する際は、原則として、年間200日以下、1日当たり4時間以内（準備や片付け等に要する時間を含む。特に必要な場合はこの限りではない）を標準的な日数・時間数として積算することとする。

(エ) 学校区ごとの協議会の設置経費

学校区ごとの設置経費については、謝金、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

(オ) 放課後子供教室の備品の整備に係る経費

備品とは、1個当たりの金額が3万円を超えるものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。

備品費については、以下の条件を満たす場合にのみ計上できるが、計上する1放課後子供教室あたりの上限額については、下記a又はcの場合は210千円、下記bの場合は420千円とする。

- a 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る）

- b aのうち、放課後児童クラブとの「一体型」で実施する場合
- c 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブとの「一体型」で実施する初年度の場合

具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各市町村の実情に応じて、放課後子供教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。各地域の放課後子供教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上すること。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む。）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等）等

イ 土曜日の教育支援

（ア）土曜教育活動運営委員会経費

- a 土曜教育活動運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

（イ）地域学校協働活動推進員等に係る経費

- a 統括的な地域学校協働活動推進員、統括コーディネーター、地域学校協働活動推進員、土曜教育コーディネーターの配置人数については、各市町村の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。
- b 各人員の謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を上限として積算すること。なお、交通費の取扱いについては、別表のとおりとする。

（ウ）土曜日の教育支援運営経費

- a 土曜教育活動推進員、土曜教育サポーターの配置人数については、各地域の土曜日の教育支援の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数とすること。また、特別な支援を必要とする子供たちに対する土曜日の支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内

容や実施日数、対象とする子供の数等) に応じて、特別支援サポーターを配置することができる。

- b 土曜教育活動推進員、土曜教育サポーター及び特別支援サポーターの謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を上限として積算すること。
- c 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。ただし、おやつ等の飲食物代や、子供やその保護者に係る保険料・材料費等、受益者負担の観点から個人に給する経費は除く。また、補助対象とする経費については、市町村や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。
- d 備品の購入は認められない。

7 留意事項

(1) 放課後子供教室・土曜日の教育支援共通

- ア 本取組を実施する場合には「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日30文科生第396号子発0914第1号)に基づき、事業を実施するよう努めること。
- イ 「新・放課後子ども総合プラン」を推進する観点から、各事業の計画・実施に当たっては、放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子供たちの参加促進が図られるよう努めること。
- ウ 対象となる子供の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子供に限定することや、国公立の設置者別に制限を設けることなく、できる限り多くの子供たちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
- エ 障害を有する子供たちに対する事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。

オ 本取組を実施する場合には、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

カ 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

キ 市町村は、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、国に報告すること。

なお、市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

ク 市町村は、事業実施後に上記キで設定した目標の達成度等について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて国に報告すること。

なお、市町村は、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

ケ 上記キ、クに定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、埼玉県放課後子供教室推進事業等補助金交付要綱第13条の規定を適用するものとする。

コ 市町村は、上記キ、クに定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。

(2) 放課後子供教室

ア 放課後子供教室は、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有すること等を通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

イ 放課後子供教室の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用することとするが、地

域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用する等、子供たちが安全・安心に多様な活動ができる場所で実施すること。

ウ 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は県補助金対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求める等の工夫を行うことは差し支えない。

(3) 土曜日の教育支援

ア 土曜日等の教育プログラムの計画・実施に当たっては、単発的、イベント的な内容にとどまることなく、継続して学習することで、子供たちが多様な視点を持ち、幅広く知識を獲得することが可能な、体系的な学習が行われるように努めること。なお、実態として平日に行われる活動にあっても、土曜日等の教育プログラムの一環として実施するものについては、土曜日等に行われる活動にあわせて本事業に含めることができるものとする。

イ 教育課程内での学校の授業における学習内容が、実社会とどのようにつながっているかを学ぶことができるよう、実社会で活躍する地域や企業の幅広い人材の協力を得て、体験型の学習等も取り入れる等、実施方法の工夫に努めること。なお、学習の形態は講義形式、グループ学習形式、ICTの活用等、学習の内容に合った形式で実施して差し支えない。

ウ 就学前の子供が参加する教育プログラムの計画・実施に当たっては、小学校等を活用して読み書き等の学習の基礎力を培い、また、学校に慣れ親しむ環境を提供することで、入学に当たっての不安の解消等に努めるとともに、保護者のニーズも踏まえ、親子参加型のプログラムも含める等、工夫に努めること。

エ 土曜日の教育支援の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用する等、子供たちが安全・安心に多様な活動ができる場所で実施すること。

オ 土曜教育活動運営委員会による研修の実施に当たっては、公民館等の社会教育施設と連携し、その機能を積極的に活用する等研修内容の充実に努めること。